相互貸借業務の諸問題

石井道悦

0. はじめに

本稿は、平成2年9月13~14日に、京都で開催された「全国図書室研究会」(主催:社団法人日本病院会)において、「図書室業務の最近の動向I 1.相互貸借業務をめぐって」というテーマでなされた大学図書館の立場からの報告概要である。発表者の不手際から時間切れとなった部分を少し追加している。

1. 相互貸借業務をとりまく状況

(1) 学術情報の需要

学術情報増大、需要急増の指標として、大学図 書館全体の文献複写件数を紹介する。

表1. 大学図書館の文献複写利用者別内訳(昭和63年度)

	学内者	学外者	ž†
国立 公立 私立	2, 111 315 4, 498	982 140 666	3, 093 455 5, 164
8t	6, 924	1788	8,712

表1・2は、

『大学図書館実態調査報告 (平成元年度)』文部省 学術国際局学術情報課 より作成

(単位:千件)

表1は図書館内での複写。

- ① 枚数は昭和63年度に初めて1億枚の大台を 越す。
- ② 学内者が80%、学外者が20%計178万8千件。
- ③ 調査館室1038のうち、実施館室は835(80%)。 残りは未実施。大学にも学科等の小規模図 書室が存在する。

いしい まさよし:大阪大学附属図書館中之島分館



表 2. 大学図書館間の文献複写件数(昭和63年度)

	大 学 間		その他		E	外	
	受付	(衣東頁	受付	依頼	受付	佐頼	
国立	279,183	244,902	99,093	22,758	231	5,864	
公立	18,469	33,291	15,112	2,597	4	376	
私立	181,597	163,320	91,282	18,268	1,194	3,433	
1 †	479,249	441,513	205,487	43,623	1,429	9,673	

	受付計	依頼計
国立 公立 私立	378,507 33,585 274,073	273,524 36,264 185,021
ā†	686,165	494,809

表2は図書館間の相貸複写。

- ① その他の機関に対して、大学は文献提供が 多い。
- ② 図書館数に比して国立大学からの提供が多い。
- ③ 海外への文献提供は、極めて低調である。
- ④ 調査館室1038のうち、実施館室は761(73%)。残りは未実施。

大学図書館全体に対して、医学系図書館の特色を見るために中之島分館の統計を紹介する。中之島分館は昭和52年度に文部省の外国雑誌センターとしての予算措置を受け、国立大学の中でも最も文献複写・相互貸借の多い図書館であり、医学系の特色をもよく示している。

図1は、中之島分館の受入雑誌数 (分室を除く)

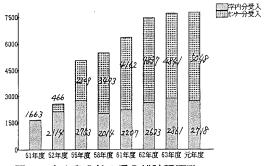
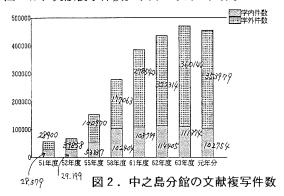


図1. 中之島分館の受入雑誌種類数

図2は、文献複写件数。学内と学外に区分。



- ① センター指定時の年間7万件弱が平成元 年度には36万件以上、5倍以上。
- ② 学内者の件数は、ここ数年横這いで、10 年前の約3倍。
- ③ これに対して、学外者件数は急増してお り、10年前の9倍。

さらに、学外者複写の内訳(図3)を紹介。

- ① 一般企業・薬図協加盟図書館で約3/4を 占めている。
- ② JISCT·IMIC·JAPIC等も 1/4弱。
- ③ 病院関係・大学関係がそれらに次ぐ件数 であるが、各1%程度。

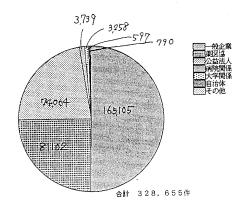


図3.直接来館の内訳

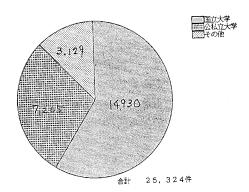


図4. 相互貸借申し込み先

図4は、相互貸借による複写申し込み先別統計。

- ① 学外者の来館複写(図3)に比して、1/10 以下の件数。
- ② 総数25千件余りは、国立大学では最大の 受付件数。
- ③ その他の半数以上は、病院関係からの依 頻。

中之島分館の複写統計で特に目立つのは、企業・ 製薬会社の利用である。中之島分館では、いわゆる「プロパー」の利用を制限するため、企業利用 を一定規模の自社図書室と研究者を持つ企業に限 定しているが、全てが自社で消費されるとは考え にくい数字となっている。流れ先は、大学・病院・ 開業医などであると推定できるが、いわば正規の ルートである図書館間の相互貸借件数に比して、 巨大な量といえる。。

この現象は、医療従事者の文献需要に対しては、 いわば建前の図書館ネットワークが全く追い付い ていないことを示している。これは、中之島分館 に固有の現象ではなく企業に利用を認めている医 学図書館共通の現象である。

これらの統計より、我々の分野の相互貸借業務 全般を概観すると、次の2点が特色であるといえ る。

① 医学研究者・医療従事者の文献需要が他の 分野に比べ格段に大きく強烈なこと。 ② 文献需要に比して、相互貸借業務の受付側・ あるいは中継点の体制、施設・人員・予算 が弱体であること。

(2) 資料整備

次に、大学図書館の世界では、文献需要に答え

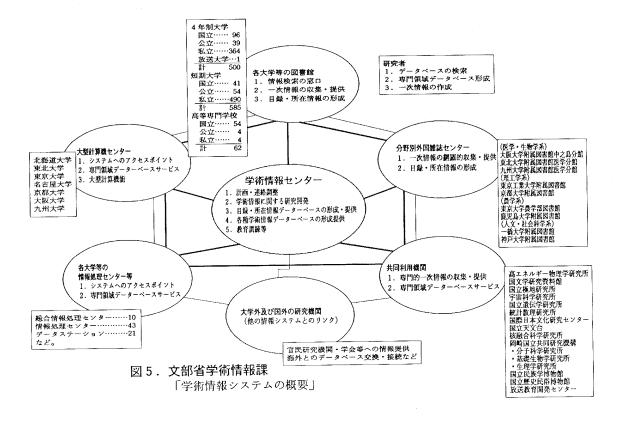


表3. 外国雑誌センターの整備状況 外国雑誌のタイトル数の推移

						~
区分	図書館名	昭和52年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
医学・	阪大中之島	466	4162	4837	4841	5048
生物学系	東北大医学		780	1025	1017	1144
2.12 7 11	九大医学	164	864	948	958	997
小	š†	630	5806	6810	6816	7189
理工学系	東工大	267	4637	5055	5130	5258
连上于示	京大			461	730	950
小	š†	267	4637	5516	5853	6208
農学系	東大農学	7.1	1248	1337	1375	1411
護士ボ	鹿児島大	5 1	708	755	800	837
小	ŝt	1 2 2	1956	2092	2175	2248
人文・社	一個大		780	1146	1798	2503
会科学系	神戸大		1006	1311	1554	1877
小	â†		1786	2457	3 3 5 2	4380
合	8†	1019	14185	16875	18196	20025

るための資料整備はどうなっているか。

その前提として、国・文部省が文献情報を含む学術情報の流通について、どのような仕組みを作ろうとしているのか、を簡単に紹介する。

図5「学術情報システムの概要 |

- ① 昭和55年の学術審議会答申に基づく構想が、 学術情報センターを中心に展開中。
- ② 全国の大学図書館・計算センター等が、ネットワークで接続利用可能である。
- ③ 1次資料整備充実の柱として主題別の外国 雑誌センターが一定の役割を持つ。

表3「外国雑誌センター」

- ① 4分野9大学図書館がセンターとして活躍中。
- ② 国内未収雑誌を収集、設立当初に比して20 倍、2万タイトルと一応の整備済。
- ③ ただし、毎年、相当数の創刊雑誌があり、 引き続き予算獲得の必要がある。

このような大枠の中で、大学図書館では自館の 資料収集・充実に努力している。

しかし、特に昨年・本年と外国雑誌経費の高騰に苦慮しており、原価UPとレートのダブルパンチには追い付かない状態であるため、大学図書館でも継続購入の見直しを迫られているところが多くあるのが現状である。中之島分館では、吹田地区移転「生命科学図書館」への統合という事業を目前に控えているので、可能な限り学内経費の捻出をお願いする、共同利用の強化、購入方法の工夫等で乗り切ろうとしている。

しかし、全般的に見ると、図書費の大幅増が 望めない以上、全体としての減は避けられない と思われる。国立大学図書館協議会では資料費 の増額について毎年要望しているが、一般的に は資料の増強までは困難で、大学間相互貸借件 数増加要因となっている。

(3) 所在情報

続いて、各館が努力して進めている資料整備 の情報をお互いに如何に伝えるか。

この点について大学図書館はかなりの展望を 持てるところまでネットワークが明確になって きたといえる。

文部省学时情觀課 「学術情報2274の78元里」P4 by 引用

3.学術情報ネットワークの形成

平成元年度のネットワーク接続状況

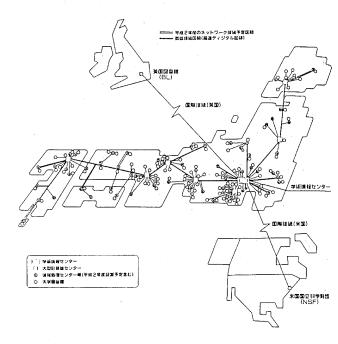


図6「学術ネットワーク」

- ① 学術情報センターを中心とするネットワークが拡充、幹線は完成。今後支線計画。
- ② 国立大学を中心とする、所在情報、総合目 録の整備は、ここ数年かなり順調に推移し、 次第に公私立大学の参加も増加している。 8月末現在、参加機関137

(国立大学87 公立3 私立41 共同利用 機関5 その他1 [放送大学]

表4. 学術情報センター 総合目録データベースの現況

区分	データ種別	データ件数	区分	データ種別	データ件数
総合	図書書誌 所蔵 雑誌書誌	1, 131, 582 3, 618, 344 162, 739	参照	LC図書書誌 雑誌書誌 JP図書書誌	3, 399, 423 454, 121 963, 671
目録	所蔵 著者名典拠 雑誌変遷	2, 042, 339 389, 302 18, 660	MARC	雜誌書誌 UK図書書誌 TRC GPO	72, 174 1, 134, 244 209, 751 266, 660

平成2年8月23日現在、学術情報センター目録所在情報システムのニュース画面より作成

- 表 4 「学術情報センター総合目録データベースの 現況」
- (1) 当初は図書データが先行し、所蔵データ360 万冊。月に12万冊程度増加中。
- ② 雑誌についても「学総目」和文編調査を機に 各大学からの入力が進行中。外国雑誌センター では、平成元年度より雑誌の予約情報も入力 開始。

また、本年に入って、学総目のCD-ROM 版が作成・販売されている。

③ 総合目録DBは、各図書館のほか、研究室等 からも情報検索(NACSIS-IR)がで きるようになっている。

以上のように、大学図書館の資料所在情報 (総 合目録形成) は、学術情報ネットワークを介して 円滑に流通する方向に進んでいるといえる。

(4) 相互貸借(文献複写)に関する制度

『文献複写の需要は増大している、センター館 整備の一方、個別大学の資料は伸び悩んでいる が、どこに何があるかは総合目録データベース の整備により把握しやすくなってきた』という ような状況の中で、本年の1月に、学術審議会 学術情報資料分科会から「学術情報流通の拡大 方策について(報告)」が出されている。

資料1「学術情報流通の拡大方策について(報 告)の見出し・要約1

学術審議会学術情報資料分科会学術情報部会

「学術情報流通の拡大方策について(報告)の内容」

- 学術情報ネットワークの整備
 キャンパス情報ネットワーク (学内LAN) の整備
 データベース作成・提供の充実
 大学図書館間数等サービスシステムの確立
 図書館情報資源の有効活用に努めることが必要大学図書館間数等サービスの需要は今後一層増大すると予測される。
 迅速的確な複写サービスの充実を図る必要がある。
 - このため、学術情報ネットワーク上にILLシステムを構築し、依頼・受付・発送・決済等の事務 処理の方式内容の統一化の検討が必要。
 - 各大学図書館においては、業務の改善・実施体制 の確立・職員研修の実施等G4ファクシミリの利 用拡大を図る必要がある。
 - (4) 外国雑誌センターの資料収集・利用提供方法の見 直し、 複写サービス実施体制の充実
- 5. 電子図書館システムの開発・導入

- ネットワーク・学内LAN・データベース 整備等と並んで、大学図書館間文献複写サー ビス改善が取り上げられた。
- ② 学術情報ネットワークにILLシステムを 構築し、事務処理統一化を計るべき。
- ③ 各大学図書館でも、業務体制の確立、G 4 ファクシミリ利用等が必要である。
- ④ 外国雑誌センターを分野別複写の中心的な モデルセンターとすることを検討。

現状での問題は、研究者サイドから見ると「時 間がかかりすぎる、遅い」ということであるが、 原因は以下の3つに大別できる。

- 1) 図書館自体の問題。 各図書館あるいは各 種の図書館協議会の整備努力。
 - ① 資料の適正配置 研究室等への資料分 散。
 - サービス要因不足 小規模図書館室や大 規模でも中之島分館のように土曜日は担 当者がいないケースもある。
- ③ 相互協力活動の情報PR不足 昭和62年、 国立私立大学図書館協力委員会、相互利 用の案内を作成。医図協では、本年「相 互利用マニュアル」を改訂。
- 2) 依頼や複写物のデリバリーの手段
 - ① 申込み手段の改善 ILLシステム
 - ② 文献そのもののデリバリーの手段 ファ クシミリ利用
- 3)料金徴収や支払、国庫納入などに関わる事 務の煩雑さ 例えば
 - ① 国立から公費でその他に依頼する場合、 国の会計規則の枠内で処理するには、見 積・請求をその都度徴収するといった事 務が必要であるため、国立から私立への 依頼はやむを得ない場合に限定される傾 向がある。
 - ② 海外からの依頼 料金徴収事務が煩雑で 事実上対応できない。

特に「制度」に関わる上記3)についても、改 善の努力は従来からなされている。

・国立大学間では、昭和54年から、公費・私 費とも料金相殺が実施され、1回毎の料金 の往来がなくなっている。能率的で、件数 も、相殺システム実施後倍増。

・平成元年度から、国立大学図書館が、公私立大学等を対象に「文献復写料金の徴収猶予制度」を実施。従来の前納制に比べ実質後納制とするもの。

しかし、学術審議会の報告は、設置母体の異なる場合等まだまだ改善すべき点が多いという指摘であり、今後、さらに図書館間文献複写サービスの制度的な環境整備が進められる方針が明確に打ち出されているといえる。

(5) メディアの変化

大学図書館の相貸業務の現状の最後に、メディアの変化について述べる必要がある。これには2つの側面があり、ひとつは、単に『郵便』が何に変わるかという話。もう一つは、情報そのものがどう変わるかという話です。特に2つめは茫洋としていますが、手掛かりとなる萌芽は、今、出始めており、少なくとも図書館員は常に動向を意識する必要があると考える。

まず、『郵便』が何に変わるか。依頼(受付・ 謝絶・料金通知等)の部分は、既に「郵便から Fax」に変わりつつある。中之島分館の受付手段 も、現在約30%程度までファクシミリの比率が上 がってきた。大学図書館間では、近い将来、さら に学術情報ネットワークを介した「ILLシステム」に変わることが予想される。特に、国公私立 大学間の料金精算処理をうまくシステム化(制度 的なものを含めて)できれば、現在の傾向である Faxからさらに変化があるであろうと思われる。

次に、文献そのもののデリバリーの部分。これもファクシミリに徐々に変わってゆく可能性が大きくある。年表にも挙げたように、東海地区、国立大学(学術情報ネットワーク)では既に実施、病院図書室間でも、通信料金を決められたように聞く。平成元年度より、中之島分館でも、学術情報ネットワークに接続する図書館を対象としてサービスを開始しており、平成元年度379件、平成2年度327件(8月末迄)の実績。今後、ファクシミリ文献伝送が、どの程度急速に伸びてゆくか、例えば、大学間の枠組を外して病院等にもサービスが一挙に拡大するかどうかという問題であるが、

- ① Fax性能 読込み速度・記憶可能なデータ 量・操作性・解像度等
- ② 通信回線の信頼性 ISDNの整備
- ③ 利用者の意識 解像度の充分なものを求めるかどうか
- ④ Fax送信業務の負担 サービス要員の問題

特に、現状では、④がカギとなる、と思われる。 今後、①②の改善整備が進み、④の負担を考慮しても、なお郵送に比してトータルでメリットがあるという時期が遠からず来るものと考えられる。

次に、情報そのものがどう変わるか、という話。 先程の学術審議会報告に「複写サービスのモデルセンター」というような構想が示されていますが、これは、電子図書館への実験的な要素を含んだものです。CD-ROMや光ディスクに一次資料の全文DBを形成して、そこからリクエストに応じてファクシミリメールで伝送するといった、電算機とネットワークを駆使した構想です。

現在、モデルセンターとして、東京工業大学で 実験が開始されたばかりで今後の経過をみる必要 がありますが、いずれにせよ、資料そのものの電 子メディア化に対応する方向が示されています。

あえて、展望をするならば、民間のADNIS計画のようなものの推移、CD-ROM形態等での全文DB販売の進展、利用技術の進展、著作権処理等が進行へのファクターとなると考えられる。

2. 最近の話題から

(1) 国立大学の文献複写料金徴収猶予制度

〔概要〕 資料2「次官通知」

- ① 複写料金前納制から、実質的には料金後 納制が可能となった。
- ② 大学ごとに、毎年、徴収猶予の許可申請 を行う。

〔背景〕 ・国立大学間の料金相殺制度

・国公私立大学図書館協力委員会の 活動

〔問題点〕

① 制度の運用面、許可にかかる事務の負担 国立大学が、毎年個別に申請した公私立 大学に許可するため、申請側・許可側と

資料 2

- ○国立大学附属図書館における文献複 写料金徴収猶予取扱要領について
- ○事務次官通知文学情第百四十五号 平成元年五月二 十四日

各国立大学長

国立大学附属図書館が受託した文献複写にかかる料金の徴収については、これまで一律に前納の取扱いがされてきたところですが、このたび、別紙のとおり「国立大学附属図書館における文献復写料金徴収猶予取扱要領」が定められ、国立大学附属図書館が公私立大学等の図書館から文献復写を受託した場合の料金について、徴収猶予の取扱いをすることができることとされましたので、今後これによりお取り計らい願います。

なお、この通知に基づき文献複写料金の徴収猶予を 学則その他の規則で国立大学長が定める場合は、国立 の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭 和三十六年文部省令第九号)第十三条の規定による文 部大臣の承認があったものとみなされることになりま すのでご承知ください。

[別紙]

国立大学附属図書館における文献複写料金徴収猶 予取扱要領

一 目的

この要領は、国立大学附属図書館が公私立大学等の図書館から文献複写を受託した場合の料金の徴収猶予の取扱いについて必要な事項を定め、もって国公私立大学等の図書館間の文献資料の相互利用の促進に資することを目的とする。

- 二 文献複写料金の徴収猶予の対象となる機関 文献複写料金の徴収猶予の取扱いの対象となる機 関は、次に掲げる機関とする
 - (一) 公私立の大学図書館、短期大学図書館及び高等 専門学校図書館並びに学校図書館法(昭和二十八 年法律第百八十五号)第二条に規定する学校図書 館
 - (二) 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二 条第一項に規定する図書館
- 三 文献復写料金の徴収猶予の許可 文献複写料金の徴収猶予の許可は、前記二の機関 の長の申請に基づき、当該申請が研究者等への迅速

な文献資料の提供を目的とすると認められる場合に、 学長がこれを行うものとすること。

また、許可に際しては、申請者に対し、次の条件 を明示するとともに、許可条件に違背した機関については、特段の事由がない限りその後の許可を行わ ないこと。

- (一) 料金の支払い期限を厳守すること。
- (二) 料金は、複写物の引渡し(郵送の場合には発送。 以下同じ。)を行った日の属する月の翌月の末日 (引渡しが三月に行われたものについては翌月の 二十日。)までに支払うこと。
- (三) 申請機関を設置している地方公共団体及び私立 学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条 に規定する学校法人又は民法(明治二十九年法律 第八十九号)第三十四条の規定により設立された 法人は、料金の未納及び支払の遅滞に対して責任 を負うこと。
- (四) 文献複写料金の取扱いについては、国の法令及び徴収猶予の許可を行う大学の定めによること。
- 四 文献複写料金の徴収猶予機関

文献複写料金の徴収猶予機関は、複写物の引渡し を行った日から当該日の属する月の翌月の十日(引 渡しが三月に行われたものについては年度の末日。) までとすること。

五 債権発生手続

複写依頼を受け付けた場合には、速やかに債権発 生の手続きを行うこと。

六 文献復写料金の納入の告知

文献複写料金の納入の告知は、徴収猶予の許可の 対象となった機関ごとに一月分を整理し、翌月の十 日(三月分については年度の末日。)までに行うこと。 七 その他

各国立大学においては、この要領に基づき、文献 複写料金の徴収猶予に関し、必要な事項を定めて実 施すること。

附 則

この要領は、平成元年五月二十四日から実施する。

も事務量が多い。

(大阪大学の実績)

平成元年度 256大学に案内、許可(申請) 数139、徴収猶予を適用した文献複写1013 件(3ヵ月)

平成2年度 許可(申請)数187、徴収猶 予を適用した文献複写2369件(4ヵ月)

- ② 対象機関の問題 病院図書室等、対象外の図書館がある。
- ③ 小額の債権管理・国庫納入の確認等会計 事務の上でも負担が大きい。
- (2) 日本複写権センターの設立をめぐる動き
- ◎概要 年表および図7 「日本複写権センター の仕組み」参照
- ◎背景 ・複写機の普及

- ・ 著作権審議会の動き
- ・出版社・著作者の動き
- ◎各種図書館協議会等との話し合いの焦点 著作権法第31条の解釈について、複写に関 するガイドライン作成。

現在の焦点は、①コイン式複写機

- ②相互貸借業務 利用者の 直接来館以外の複写利用 ②郵送以外の表別 例えば
- ③郵送以外の手段 例えば

ファクシミリの利用 が、法の範囲内であるかどうか、という議

論。 ◎問題点

> 複製等の認められる図書館等の範囲 資料3「著作権法施行令」参照

<センターと権利者・利用者との関係>

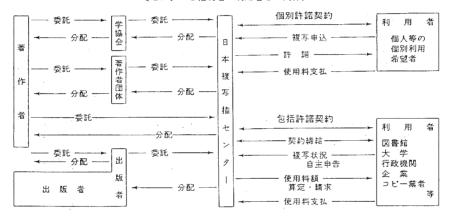


図7 大学図書館協力ニュースより引用

資料 3

著作権施行令 (一条)

第一章 著作物等の複製等が認められる施設 (昭五九政三二三・改称)

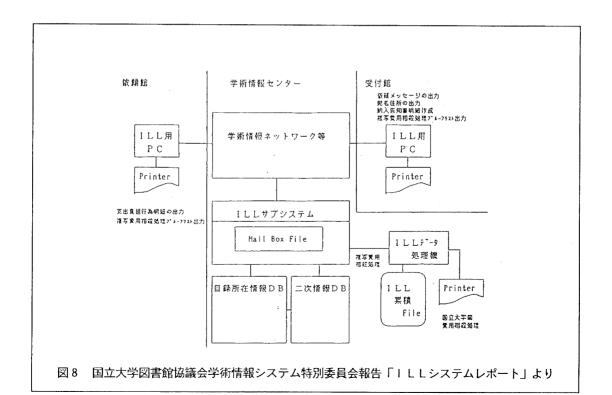
(図書館資料の複製が認められる図書館等)

- 第一条 著作権法(以下「法」という。)第三十一条 (法第八十六条第一項及び第百二条第一項におい て準用する場合を含む。)の政令で定める図書館そ の他の施設は、国立図書館及び次に掲げる施設で 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条 第一項の司書又はこれに相当する職員として文部 省令で定める職員が置かれているものとする。
 - 一 図書館法第二条第一項の図書館
 - 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第一条の大学又は高等専門学校(次号において 「大学等」という。)に設置された図書館及びこれに類する施設
 - 三 大学等における教育に類する教育を行う教育 機関で当該教育を行うにつき学校教育法外の法 律に特別の規定があるものに設置された図書館
 - 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物 を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に 供する業務を主として行う施設で法令の規定よっ て設置されたもの

- 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その 他の施設で法令の規定によって設置されたもの のうち、その保存する図書、記録その他の資料 を一般公衆の利用の供する業務を行うもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人(次条から第三条までにおいて「公益法人」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第六号の指定をしたときは、 その旨を官報で告示する。

(昭和五九政三二三・一部改正)

※(注)図書館法第二条第一項 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)



(3) 学術情報センターによる ILLシステム構築

- ◎概要 図8「ILLシステムの概要」 学術情報ネットワークを利用して、依 頓・受付・料金処理をシステム化する。
- ◎背景 学術情報ネットワークの整備と学術審議会報告・迅速化の要求
- ◎開発日程 ILLシステムは、本年度学術情報センターで開発着手
- ◎問題点 大学病院医療情報ネットワーク(U MIN)、将来的な地域―全国医療情報ネットワークとの関わり

3. 今後の問題

(1) 設立母体・館種を超えたネットワークのあ り方

ネットワークを着実に充実させるには、なお、 以下のような条件整備が必要ではないだろうか。

- ◎ お互いの図書館群が、自らの地位を法 的なもの・行政(政策)の中でしっか り位置付けること。
- ◎ お互いの図書館群が、相互に図書館の 目的や現状を理解すること。
- ◎ お互いの図書館群の協力活動の目標を 明確にすること。

例えば、相互貸借の問題、病院図書室・ 大学図書館の間に限定すれば、当面、 勤務医等に対して文献情報入手の制度 的な保証を目的とする等。

(2) 外国雑誌センターの位置付け

大学図書館間においても「相互貸借」の理念 と現状には大きなギャップがある。

学術審議会報告に「分野別複写のモデルセンター」という構想が示されているが、既に、外国雑誌センターは、学問分野ごとの最終文献基地として機能している。特に医学生物学系においては(製薬会社等の活発な活動もあって結果的に)大学の枠を超えて、社会的な情報需要(医師・医療技術者等)にも実質的に答えている。

今後、外国雑誌センターでは、大学附属図書館としてのいわば閉じた面と、社会的な文献情報需要にも積極的に開かれた面との矛盾が表面化する可能性もある。

(3) 電子図書館の時代に向かって

医学系図書館が現在扱っているものは、主に、 物理的な「本」ではなく、文献であり、情報で ある。

今後、この分野の資料の電子メディア化は着 実に進行すると思われるが、電子メディア化に したがって、情報提供のための手段として「物 理的なネットワーク」を獲得し、利用すること がますます重要となってくる。